

死亡野鳥を発見したら ご連絡ください

11月～3月頃は鳥インフルエンザが発生しやすい時期です。皆様のご協力をお願いします。

■渡り鳥・猛きん類の場合 (カモ・タカ・フクロウ等)

感染リスクが高く、種類によっては1羽でも検査を行う場合があります。市で回収しますので農林課へご連絡ください。

■普段目にする鳥の場合

(カラス・スズメ・ヒヨドリ等)
感染リスクが低いですが、同じ場所で3羽以上死んでいた場合には市で回収しますので農林課へご連絡ください。
3羽未満の場合は、**一般ゴミ(燃えるゴミ)**として処分してください。また、素手で触らないよう注意してください。

通常、人が鶏肉や鶏卵等を食べて鳥インフルエンザに感染することはありません。
また、感染した鶏肉等が市場に回ることはありません。

市営墓地の使用に際し、以下の場合には手続きが必要です。
■市営墓地 中ノ平・市木・海潟

◎問い合わせ先：農林課振興係 ☎32-1224

市営墓地利用について

市営墓地の使用に際し、以下の場合には手続きが必要です。
■市営墓地 中ノ平・市木・海潟

■手続きが必要な場合

- ①新たに使用を希望する場合
- ②使用地を返還する場合(墓石は使用者において撤去すること)
- ③使用権を承継する場合
- ④使用者の住所・氏名の変更

※使用している区画の管理は使用者の責任です。無管理となり、近隣からの苦情が来ているケースも有りますので、草刈等の管理をお願いします。
※許可を受けた方が亡くなった場合など、必ず手続きをお願いします。

■改葬許可について

墓地に埋葬されている遺骨を他の墓地や納骨堂へ移動させる場合には、改葬許可の手続きが必要です。許可を受けるためには、現在の墓地管理者の確認と新しい墓地等の受入証明等が必要で、詳しくは生活環境課までお問い合わせください。

◎問い合わせ先：生活環境課 施設管理係 ☎32-1297

令和4年度 市県民税等の申告



■市県民税の申告の必要性

- ①市県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算出基礎
- ②国民年金の免除や公営住宅、保育園等の手続きに必要な証明書の基礎資料

■申告受付期間

1月27日(木)～3月15日(火)
※土曜、日曜、祝日は除く

■市役所で相談ができない期間

1月27日(木)～3月2日(水)

※税務課職員が各申告会場に向くため。

■申告書送付時期

1月中旬～下旬

- ①郵送により配布します。
- ②申告書の配布がなくても申告が必要な場合があります。

■申告対象者

令和4年1月1日現在、垂水市に住所がある方

※次の①～④のいずれかに該当する方は、申告の必要はありません。

- ①税務署で確定申告をされる方
- ②給与のみの収入で勤務先での年末調整により所得税が確定している方
- ③公的年金のみの収入で年間の収入金額が次の金額以下の方
- 昭和32年1月1日以前生まれで収入が148万円以下の方
- 昭和32年1月2日以降生まれで収入が98万円以下の方
- ④親族に扶養されている方
- ※健康保険の扶養とはことなります。

■申告に必要なもの

- ①申告書(配布された方のみ)
- ※押印は不要となりました。
- ②マイナンバーカード
- ※マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバー通知書および免許証等の本人確認書類
- ③前年中の収入がわかるもの(帳簿・源泉徴収票・給与明細等)
- ④各種控除を受けるための書類(領収書、証明書、障害者手帳等)
- ※医療費控除に係る領収書は、事前に集計してください。
- ⑤利用者識別番号(確定申告者に限る)

申告会場をご確認ください!



■その他確定申告会場

- ①会場 鹿屋税務署
- ②期間 2月16日(水)～3月15日(火)
※土曜、日曜、祝日は除く
- ③時間 午前9時～午後4時
- ④連絡先 ☎42-3127

※確定申告書の提出について

本市の申告会場で作成する確定申告書は、申告される皆様の利便性向上や税務行政の効率化のため、平成30年分から電子データで税務署へ提出しております。電子データでの提出には、**申告者の利用者識別番号(16桁)**が必要になりますので、すでに利用者識別番号をお持ちの方は、税務署から送付される「**確定申告のお知らせハガキ**」や「**利用者識別番号等の通知書**」等の利用者識別番号が確認できる書類を持参ください。なお、利用者識別番号を未取得の方は、国税庁HPまたは申告会場で取得できます。

◎お問い合わせ：税務課市民税係 ☎0994-32-1111 (内線130・131)

▼申告相談期間と場所 [税の申告は3月15日(火)までに済ませましょう!]

日時	午前(9時～11時30分)		午後(1時30分～4時)	
	対象地域	会場	対象地域	会場
1月	27日(木)	年金申告相談	市民館大ホール	中浜
	28日(金)	松尾	松尾振興会長宅	岳野
	31日(月)	大野原・高峠 垂桜・駒ヶ丘(午前10時30分まで)	大野地区公民館 垂桜公民館	野久妻 田上(午後3時まで)
2月	1日(火)	上園・川下・中園・中村	境地区公民館	大園・田村・上芦戸・下芦戸
	2日(水)	浮津	浮津公民館	大中野・小中野・上ノ村
		深港	深港公民館	
	3日(木)	牛根麓	牛根麓公民館	上ノ原・二川・高野
	4日(金)	小浜・脇登・迫田・岡・源園・大浜	協和地区公民館	恵比須・崎山・東和田・西和田 飛岡・温泉場・松元
	7日(月)	下園・上ノ中・浜1・浜2	中俣公民館	瀬角1・瀬角2・脇田1・脇田2
	8日(火)	上市木・中市木	中市木公民館	下市木3区・下市木2区・下市木1区
	9日(水)	城山団地	城山団地公民館	城山団地
	10日(木)	上ノ宮・上新御堂・下新御堂・牧水之上団地・水之上定住促進住宅	三和センター	上水之上・下水之上 本高城・上本城・下本城
	14日(月)	上馬場・上犬之馬場・敷根町	市民館大ホール	上町・下福町・下町
	15日(火)	本町・栄町	市民館大ホール	早馬・上松原・下松原
	16日(水)	旭町・県営住宅・県営下宮団地	市民館大ホール	下宮町・錦江町 錦江町定住促進住宅
	17日(木)	蛸迫・上原田・下原田・平之町	市民館大ホール	上中馬場・下中馬場 上後馬場・下後馬場
	18日(金)	港・黒瀬・芝原	市民館大ホール	上俣江・下俣江・葛迫・尾迫
	21日(月)	内ノ野・新光寺・井川・田畑	今川原公民館	上馬込・下馬込・今川原・段
	22日(火)	中元垂水1、2	元垂水公民館	上元垂水1、2・下元垂水1、2
	24日(木)	錦町・新生・西1・西2	柘原地区公民館	西中・上東・下東・並松・上比良
	25日(金)	下比良・江良迫・西比良 比良・上中村	柘原地区公民館	下中村・上市之園 下市之園・柘原下
28日(月)	小谷・浦川内上・浦川内下	浦川内公民館	宮脇上・宮脇下 諏訪上・諏訪下・大都	
3月	1日(火)	大浜上・大浜中・大浜下	新城地区公民館	感王寺・田中川内
	2日(水)	麓上・麓下	新城麓公民館	潮彩町
	3日(木)～15日(火) ※土日を除く		上記期間に申告できない方	市役所税務課